

「対訳版 ISO 22002-100:2025 食品、飼料及び包装のサプライチェーン」正誤票

次のとおり誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

(お届け時期により、一部訂正を反映済みの対訳版がございます。)

| 訂正箇所 | 誤 | 正 |
|--|------------------------------|------------------------------|
| 本文全体 packaging material(s) の訳語を変更 | 包装材 | 包装材料 |
| 本文全体 chemicals の訳語を変更 | 化学薬剤 | 化学薬品 |
| 本文全体 Infestation(s) の訳語を 変更 | はびこり | 出現 |
| 本文全体 action(s) の訳語を変更 | 措置 | 処置 |
| 本文全体 pesticide(s) の訳語を変 更 | 農薬 | 殺そ・殺虫剤 |
| 本文全体 recycling, recycled の訳 語を変更 | 再利用 | 再生利用 |
| 本文全体 site(s) の訳語を変更 | 敷地 | サイト |
| 本文全体 lubricants の訳語を変更 | 潤滑油 | 潤滑剤 |
| P.2 箇条 3.8 2行目 | 陳列に使用される製品 | 提供に使用される製品 |
| P.6 箇条 6.4 4行目 | かつそれに従ってモニタリングしなけ ればならない。 | かつそれに従ってモニタリングするこ とが望ましい。 |
| P.7 箇条 7.4 1行目 | 食品餌 | 食品 |
| P.8 2行目 | 適切な有資格者又は訓練を受けた者 により、 | 適切な有資格者又は教育・訓練を受け た者により、 |
| P.11 箇条 11.1 a) | 材料壁の間に十分なスペースを確保 し、 | 材料と壁の間に十分なスペースを確保 し、 |
| P.12 箇条 13.2 | 清掃・洗浄剤及び道具 | 清掃・洗浄のための薬剤及び道具 |

| | | |
|------------------|---|---|
| P.13 箇条 14.2 b) | 手洗い, 乾燥, 必要に応じて, 消毒のための適切な数及び配置 (洗面台, 適した温度の水の供給, 石鹼又は殺菌剤を含む) ; | 手洗い, 乾燥, 必要に応じてそれに続く手指の消毒のための適切な数及び配置 (洗面台, 適した温度の水の供給, 石鹼又は殺菌剤を含む) ; |
| P.15 箇条 14.8 3行目 | 必要に応じ, 来訪者及び請負業者には, 次の事項を求めなければならない : | 必要に応じ, 来訪者及び外部提供者には, 次の事項を求めなければならない : |
| P.18 A.8 5行目 | 全地球測位システム(GPS)装置の使用, 輸送車両のルートの記録。 | 輸送車両のルートを記録するため, 全地球測位システム(GPS)装置の使用。 |
| P.21 B.8 2行目 | 製法とラベル又は送り状の情報を検証する。 | ラベル又は送り状上の調理法及び情報を検証する。 |